## 須賀川市議会議長選挙に係る立候補及び所信表明会実施要領

## 1 立候補制導入及び所信表明会開催の目的

須賀川市議会における議長の選挙(以下「議長選挙」という。)において、市民に対して 議長の選出経過を明らかにするため、立候補制を導入するとともに、立候補者の所信表明 を行う機会(以下「所信表明会」という。)を設け、立候補の理由、議会運営に関する考え 及び姿勢を明らかにすることで、議会における適任者の選出の一助とし、市民に分かり易い 開かれた議会運営を行うことを目的とする。

## 2 立候補及び所信表明の手続き

## (1) 立候補の届出

議長選挙に立候補する議員(以下「立候補者」という。)は、立候補届出書(様式第1号)に、自己の所信の趣旨を記載した書面(以下「所信表明書」という。)を添えて議会事務局長に提出しなければならない。

なお、立候補の届出にあたり推薦者は不要とする。

# (2) 立候補の届出期日

- ア 議員改選期の立候補の届出は、議長選挙を行う本会議の前日の正午までに行わなければならない。
- イ 議員改選期以外の立候補の届出は、議長辞職の許可が決定後、速やかに行わなければ ならない。

#### (3) 立候補の届出の撤回

立候補者が立候補の届出を撤回するときは、立候補届出撤回書(様式第2号)を、議長の立候補に係る所信表明会の開催前に議会事務局長に提出しなければならない。

#### (4) 所信表明書

立候補届出書に添付する所信表明書は、自己の所信の趣旨が分かるものであれば文書の 形式は特に制限を設けないものとするが、簡潔明瞭を旨とし、参考資料等の添付はしない ものとする。

## 3 所信表明会の運営

## (1) 開催と開催日等

立候補者が所信を述べるため所信表明会を開催する。

なお、所信表明会は議長選挙を行う本会議の日に開催し、本会議を休憩して行うものと する。

## (2) 開催場所

所信表明会は、議場において行う。

# (3) 進行者

所信表明会の進行は、議会事務局長が行う。

## (4) 所信表明の順序の決定

立候補者が複数いる場合、立候補の申出順に立候補者本人がくじを引くことにより決定することとし、くじ引きは所信表明会開会直後に行うものとする。

# (5) 立候補者の発言時間

所信表明に係る立候補者の発言時間は、1人10分以内とする。

## (6) 所信表明会での応援演説等

所信表明会では、立候補者の応援演説は行わないものとする。また、所信表明に対して、 何人も拍手その他の方法による賛意の表明や、野次その他の方法による反意の表明は行わ ないものとする。

# (7) 所信表明の権利喪失

当該所信表明を行う立候補者が、所信表明の順位が到来した時点で開催場所にいない場合は、所信表明の権利を失うものとする。

## (8) 所信表明に対する質疑

立候補者が行った所信表明に対しての質疑は行わないものとする。

## (9) 公開

所信表明会は、傍聴者に公開で行うものとする。

## 4 立候補者以外への投票の取扱い

本会議における議長選挙においては、立候補者以外の議員への投票も有効とする。

## 5 協議組織

この要領に定めるもののほか、立候補制及び所信表明会の開催に関し必要な事項は、議会 運営委員会で協議のうえ定めるものとする。 様式第1号

年 月 日

立候補届出書

須賀川市議会事務局長 様

須賀川市議会議員

**(£1)** 

私は、このたび実施される須賀川市議会議長選挙に立候補するため、別紙のとおり所信表明 書を添えて提出します。

# 所信表明書

このたびの須賀川市議会議長選挙への立候補にあたり、下記のとおり所信を表明します。
記

様式第2号

年 月 日

立候補届出撤回書

須賀川市議会事務局長 様

須賀川市議会議員

**(£1)** 

このたび実施される須賀川市議会議長選挙への立候補届出については、都合によりこれを撤回したいため、 年 月 日付けで提出しました立候補届出書を取り下げます。